



2026年5月15日

各 位

会 社 名 デリカフーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 大崎 善保
(コード番号：3392 東証スタンダード)
問合せ先 取締役CFO 仲山 紺之
(TEL. 03-3858-1037)

(訂正)「株式会社日本政策投資銀行との資本業務提携並びに第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の募集に関するお知らせ」の一部訂正について

2026年5月13日付で開示いたしました「株式会社日本政策投資銀行との資本業務提携並びに第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の募集に関するお知らせ」に関して、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせします。なお、訂正箇所には下線を付して、表示しております。

記

【訂正箇所】

別紙「デリカフーズホールディングス株式会社第1回新株予約権発行要項」

<訂正前>

(前 略)

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026年5月29日から2031年5月22日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日（振替機関（第21項に定義される。以下同じ。）の休業日でない日をいう。以下同じ。））までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2026年6月1日から2031年5月22日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日（振替機関（第21項に定義される。以下同じ。）の休業日でない日をいう。以下同じ。））までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

（後 略）

以 上